

第七十三回
帝國議會
貴族院

臨時通貨法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

臨時通貨法案

關稅定率法中改正法律案

委員氏名

委員長 子爵綾小路 護君
副委員長 男爵佐藤達次郎君
委員 侯爵佐竹 義春君
男爵高崎 弓彦君
稻畑勝太郎君
武井覺太郎君
長野 忠次君
田中德兵衛君
加藤敬三郎君

昭和十三年三月十七日(木曜日)午前十時
十八分開會

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ是ヨ

リ臨時通貨法案並關稅定率法中改正法律案
ノ委員會ヲ開催致シマス、政府委員ヨリ提
案ノ理由ヲ御説明願ヒマス

○政府委員(中村三之丞君) 本委員會ニ付

託セラレマシタ臨時通貨法案並關稅定率法
中改正法律案ニ付テ其ノ提案ノ理由ヲ御説
明申上ゲマス、先ヅ臨時通貨法案ニ付テ御

第四部第三二類 臨時通貨法案特別委員會議事速記録第一號 昭和十三年三月十七日

貴族院

説明申上ゲマス、臨時補助貨幣ノ發行デゴ
ザイマスガ、御承知ノ通り現在十錢及五錢
ノ補助貨幣ハ「ニッケル」ヲ以テ、一錢ノ補助
貨幣ハ銅、錫及亞鉛ノ合金デアル青銅ヲ以
テ製造發行ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、
此ノ中「ニッケル」及錫ハ我が國ニ其ノ生産少
ク、需要ノ大部分ヲ輸入ニ俟ツ狀態デゴザ
イマシテ、國際收支ノ現狀ヨリ見マシテモ、
此ノ際成ルベク之ガ使用ヲ節約スル爲、其
ノ製造發行ヲ差控フルコトヲ適當ト認メル
ノデアリマス、而シテ之ニ代ルベキモノト
シテハ、小額紙幣ヲ考ヘ得ルノデアリマス
ガ、十錢、五錢及一錢ノ如キ特ニ小額ノモ
ノニ付テハ、流通激シキ爲其ノ損傷シ易ク、
又公衆電話、自動販賣機等ニ使用シ得ザル
缺點ガアリ、流通上不便多キモノト認メラ
レマスノデ、我が國ニ於テ相當多量ニ生産
セラレ、且貨幣材料トシテ適當ナル金屬ヲ
以テ十錢、五錢及一錢ノ臨時補助貨幣ヲ製
造發行スルコトト致シタイノデアリマス、
尙其ノ素材品位及量目ハ時局ノ推移ニ應ジ
適當ニ之ヲ決定シ、場合ニ依リマシテハ之
ヲ改定スル必要ガアリマスデ、勅令ヲ以テ
定ムルコトト致シタイト考ヘルノデアリマ

ス、次ニ五十錢ノ小額紙幣ノ發行ニ付キマ
シテハ、最近ニ於ケル補助貨幣ノ需要ノ増
加ニ伴ヒ、五十錢銀貨ノ需要モ相當著シキ
増加ノ傾向ヲ示シテ居ルノデアリマスガ、
之ニ應ズルガ爲ニハ、相當多額ノ材料銀地
金ヲ必要トスルノミナラズ、造幣局ニ於ケ
ル製造能力關係モアリ、更ニ五十錢ニ付テ
ハ銀ニ代ルベキ適當ナル金屬資材ガナク、
且小額紙幣デアリマシテモ、流通上左シタ
ル不便ノナイモノト認メラレマスノデ、今
後ニ於ケル需要増加ノ趨勢如何ニ依リマシ
テハ、五十錢銀貨ノ代用トシテ五十錢ノ
小額紙幣ヲモ發行シ得ルノ途ヲ開キ置クコ
トヲ適當ト認メルノデアリマス、次ニ關稅
定率法中改正法律案ニ付キマシテ御説明ヲ
申上ゲタイト存ジマス、先ヅ第九條第二項
ノ改正デアリマス、同項ハ其ノ掲記スル物
品ヲ製造スル爲、輸入スル原料品ノ關稅ヲ
免除スル規定デゴザイマスガ、今回ノ改正
ハ兔毛皮ヲ輸入シテ、製帽用兔毛ヲ製造ス
ル時ハ、兔毛皮ノ關稅ヲ免除シ、以テ本邦
製帽工業發達ノ一助ニ資セムトスルモノデ
アリマス、次ニ別表中ノ金錢登錄機等三品
目ノ關稅率ノ改正ニ關シテ御説明ヲ申上ゲ

マス、第一ハ金錢登錄機、計算機等ノ關稅
率改正デアリマス、是等ノ物品ハ從來本邦
ニハ優秀ナルモノノ生産ガ僅少デアリマシ
タガ、最近ハ相當ナルモノガ生産セラレル
ヤウニ相成ツタノデアリマス、然ルニ其ノ關
稅率ハ比較的低率デアリマス爲、此ノ際其
ノ稅率ヲ從價五割ニ引上ゲ、斯業ノ發達ヲ
保護助長セムトスルモノデアリマス、次ハ
木材ノ中マツ屬ノ關稅率改正ニ付テ申上ゲ
マス、マツ屬ノ中主ナルモノハ滿洲ヨリ輸
入セラレマス所ノ紅松デゴザイマスガ、紅
松ノ輸入關稅ニ付キマシテハ、第七十一回
帝國議會衆議院ニ於テ昭和十三年度ヨリ之
ガ全免ヲ實施スベシトノ希望決議モアッタ
ノデアリマシテ、此ノ際マツ屬ヲ無稅ト致
シマシテ、其ノ輸入ニ便セントスルモノデ
アリマス、本改正ニ依リマシテ滿洲產松材
ノ輸入ハ極メテ便利トナルモノト信ジマス、
最後ニ鐵ヲ含有スル觸媒ニ關シテ申上ゲマ
ス、白金「ワナヂウム」等ヲ主要原料トスル
觸媒ハ只今モ無稅ト相成ツテ居ルノデアリ
マスガ、鐵ヲ主成分トスル觸媒ハ有稅デア
リマス爲、之ヲ使用スル工業ニ不便ヲ生ジ
テ居ル現狀デゴザイマス、而シテ本品ハ本

政府委員

大藏參與官 中村三之照君
大藏省理財局長 關原 忠三君
大藏書記官 尾關 將玄君

邦ニ生産ナキ特殊ノ物品デアリマスノデ、之ヲ白金等ノ觸媒ト同様無稅ト致シマシテ、其ノ輸入ニ便セムトスルノデアリマス、尙御質問ニ依リマシテ、ソレト關係當局ヨリ御答ヘ申上ゲタイト存ジマス、以上大體ノ御説明ヲ申上ゲマシタガ、何卒速カニ御贊成アラムコトヲ希望致シマス

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ今日ハ都合ニ依リマシテ此ノ程度ニ止メマシテ、次回ヨリ質疑應答ヲ致サレルコトニ致シタイト存ジマスガ、如何デゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵綾小路護君) ソレデハ今日ハ此ノ程度ニ止メテ散會致シマス

午前十時二十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵綾小路 護君
副委員長 男爵佐藤達次郎君
委員

侯爵佐竹 義春君
男爵高崎 弓彦君
武井覺太郎君
長野 忠次君
田中徳兵衛君
加藤敬三郎君